

三重県警察サイバー防犯ボランティア運用要領（抄）

第1 目的

この要領は、サイバー犯罪の被害を防止するための活動を行い、三重県警察との連携による活動を希望する団体、個人（以下「団体等」という。）を三重県警察サイバー防犯ボランティア（以下「サイバー防犯ボランティア」という。）として登録するとともに、その活動の活性化を図るために必要な事項等について定めることを目的とする。

第2 活動内容

サイバー防犯ボランティアは、警察、教育機関、自治体等と連携し、次の活動のうち、希望するものを行うものとする。

1 犯罪被害防止のための教育活動

インターネット利用者を対象に、インターネットの実態と危険性、サイバー犯罪の被害防止等に関する講習を行う。

2 広報啓発活動

(1) サイバー空間における広報活動

ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を活用し、被害防止等と呼び掛ける。

(2) 一般広報活動

街頭での防犯キャンペーン、イベント等を行う。

3 サイバー空間の浄化活動（サイバーパトロール）

違法・有害情報の氾濫を抑止するため、サイバーパトロールを通じて発見した違法・有害情報について、警察又はインターネット・ホットラインセンターへの通報を行う。

第3 登録等

1 サイバー犯罪の被害を防止するための活動を行い、三重県警察との連携による活動を希望する団体等は、三重県警察サイバー防犯ボランティア登録申込書（別記様式）により生活安全部長にサイバー防犯ボランティアとしての登録を申し込むことができる。

2 生活安全部長は、登録の申込みがあった団体等が次の要件を全て満たしていると認めるときは、当該団体等をサイバー防犯ボランティアとして登録するものとする。

(1) 三重県内に拠点を置き、若しくは居住、通勤又は通学する者（これに準ずる者を含む。）であること。

(2) サイバー犯罪の被害を防止するための活動に関心を持ち、防犯ボランティアとしての活動実績を有する者であること。

(3) サイバー防犯ボランティアとしての適格性を欠く事情がないこと。

3 任期

登録時から登録を解除するまでとする。

4 登録解除

生活安全部長は、サイバー防犯ボランティアが次のいずれかに該当する場合は、当該団体等の登録を解除するものとする。

- (1) 第4の規定に違反したとき。
- (2) 第3の2に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) サイバー防犯ボランティアから登録解除の申出があったとき。

第4 遵守事項

サイバー防犯ボランティアは、次の事項を遵守するものとする。

- 1 サイバー防犯ボランティアは、活動で知り得た秘密を漏らさないこと。登録解除後も同様とする。
- 2 個人のプライバシーに係る情報は慎重に取扱い、その秘匿に十分配慮すること。

第5 サイバー防犯ボランティアに対する支援等

生活安全部サイバー犯罪対策課長は、サイバー防犯ボランティアに対し、次の支援等を行うものとする。

- 1 新規に登録する団体等に対して、活動要領等の研修を行うこと。
- 2 最新のサイバー犯罪情勢、サイバーパトロールの実施方策等の情報提供を行うとともに、団体等の意見、要望を把握すること。
- 3 警察、関係団体等が主催する教育活動、広報啓発活動、研修会等への参加を促すこと。
- 4 団体等の活動実態の把握、活動規模の拡充、相互の情報共有等を図ること。